

7. 精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談の概況

当センターでは、前身となる昭和27年の小児精神衛生相談所（ベビーホーム）開設以来、昭和31年開設の精神衛生相談所、昭和58年のデイケアセンター、平成9年の精神保健福祉総合センターと組織を改編しながら、精神保健福祉に関する相談を継続して実施してきている。

相談内容は心の健康に関するものから、アルコール、薬物、思春期に関するものなど多岐に渡り、幅広い層の市民からの相談に、多職種が在籍する専門機関としての特徴を生かし、来所、電話、訪問、他機関との連携等の支援手法を用いて対応している。

(2) 精神保健福祉相談状況

① 相談状況（実績）

ア. 相談者数

来所相談		電話相談(延数)			訪問指導(延数)
新規実数	再来延数	はあとライン	ナイトライン	所内電話相談	
343	2,091	3,053	8,379	1,564	74

イ. 新規相談来所経路

直接	医療機関	各区保健福祉センター	児童相談所	学校	その他
197	14	14	2	21	95

ウ. 集団療法等の実施状況

集団療法等	回数	参加実人数	参加延人数
アルコール・薬物家族ミーティング	29	21	67
ひきこもり家族グループ	10	18	65
ひきこもり当事者グループ	24	9	47
合計	63	48	179

エ. 新規相談の主訴別状況

主訴項目	実人数
行動上の問題(ひきこもり、暴力など)	88
精神的悩み(ゆううつ、イライラなど)	106
学校不適應(不登校など)	14
家族関係(育児、夫婦関係など)	60
地域・職場不適應(地域での対人関係など)	37
物質依存(アルコールなど)	32
その他	6
合計	343

(3) 電話相談の状況(再掲)

① はあとライン(日中帯の電話相談事業)

開設時間帯は、月曜～金曜の午前10時から12時および午後1時から4時までである。

(金曜午前10時から12時は精神科医対応)

ア. 相談者性別

男性	1,056
女性	1,807
不明	190
合計	3,053

イ. 相談者住所

青葉区	62
宮城野区	30
若林区	18
太白区	106
泉区	122
市内不明	228
市外	146
不明	2,341
合計	3,053

ウ. 相談者年代

10代未満	3
10代	24
20代	85
30代	64
40代	198
50代	119
60代	186
70代	18
80代	30
90代	18
不明	2,308
合計	3,053

エ. 相談内容別

老人精神保健	30
社会復帰	10
アルコール	24
薬物	7
ギャンブル	14
思春期(青年期・20歳未満)	51
こころの健康づくり(20歳以上)*	2,375
うつ・うつ状態	13
摂食障害	1
てんかん	0
その他	528
合計	3,053

*こころの健康づくり(20歳以上)の内訳

被害妄想的な訴え	71
精神障害の治療の問題	150
性格についての悩み	21
対人関係についての悩み	278
生き方についての悩み	200
仕事・職場についての悩み	188
夫婦関係等家庭内の悩み	271
心氣的・身体的訴え	204
抑うつ的な訴え	442
医師による相談・セカンドオピニオン	247
その他	303
合計	2,375

② ナイトライン（夜間・休日帯の電話相談事業）

開設時間帯は、年中無休で午後 6 時から午後 10 時までである。

特非) 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会へ委託し実施している。

ア. 相談者性別

男性	3,762
女性	2,868
不明	1,749
合計	8,379

イ. 相談者住所

青葉区	160
宮城野区	138
若林区	22
太白区	336
泉区	750
市内不明	1,205
市外	859
不明	4,909
合計	8,379

ウ. 相談者年代

10代	12
20代	39
30代	239
40代	1,590
50代	764
60代	426
70代	11
80代	48
90代	1
不明	5,249
合計	8,379

エ. 相談内容別

老人精神保健	1
社会復帰	1
アルコール	6
薬物	0
ギャンブル	0
思春期(青年期・20歳未満)	12
こころの健康づくり(20歳以上)*	3,155
うつ・うつ状態	29
摂食障害	0
てんかん	0
その他	5,175
合計	8,379

*こころの健康づくり(20歳以上)の内訳

被害妄想的な訴え	54
精神障害の治療の問題	79
対人関係についての悩み	407
性についての悩み	18
生き方についての悩み	318
仕事・職場についての悩み	500
夫婦関係等家庭内の悩み	277
近隣とのトラブルについての悩み	27
心氣的・身体的訴え	360
抑うつ的な訴え	76
その他	1,039
合計	3,155

(4) ケース会議

相談業務におけるケースへの対応を、講師を迎えて検討し、支援に活かすことを目的としている。今年度は年間計 10 回にわたりケース会議を開催し、職員の力量向上に努めた。

◎講師：東北大学大学院教授 加藤道代 氏（心理領域）
東北福祉大学准教授 志村祐子 氏（ソーシャルワーク領域）
岩手医科大学教養教育センター助教 藤澤美穂 氏（心理領域）

開催日	検討分類
令和 2 年 5 月 25 日	整形を望む子どもへの対応に悩む親との面接
6 月 3 日	ゲームに傾倒するひきこもり者への対応に悩む親との面接
7 月 27 日	精神科病院長期入院者の退院支援について
8 月 7 日	沈黙が多いひきこもりの相談者との面接
9 月 28 日	子どもの暴言・暴力への対応に悩む親との面接
10 月 6 日	対人関係のストレスを、依存で対処している相談者との面接
11 月 30 日	さまざまな不安感から動けずにいる相談者との面接
12 月 25 日	親と子どもが支配関係となっていて、膠着状態となっている事例について
令和 3 年 1 月 25 日	飲酒に関する問題がある、ひきこもりの相談者との面接
2 月 24 日	焦りや不安の強い広汎性発達障害の相談者との面接

8. 地域総合支援事業

(1) 事業概要

精神保健福祉法第6条及び「精神保健福祉センター運営要領」では、センターの業務として保健所等への技術指導、技術援助及び人材育成などが示されている。当センターにおいても、市内5区2支所の保健所支所に対し直接・間接援助を行ってきたが、平成26年10月、「仙台市精神保健福祉総合センター地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）実施要綱」を制定し、以降はこの要綱に基づき技術援助を継続している。

保健所支所等の地域精神保健福祉活動における複雑困難事例への支援、保健所支所や相談支援事業所等が行う精神障害者地域移行支援及び地域定着支援、保健所支所等の行う心のケアが必要とされる被災者に対する支援、医療観察法対象者への支援に加え、平成28年6月に施行された「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」の対象の薬物依存症者への支援を実施している。被災者に対する支援は、東日本大震災後心のケア支援事業として、第9章で報告する。

① 従事職員

事例の担当は主に相談係の専門職5名が担う。

精神科医は必要に応じて職員が実施する訪問活動への同行等を行う。

表1 従事職員内訳

精神科医	心理士	精神保健福祉士	計
2名	4名	1名	7名

② 実績

令和2年度は、複雑困難、地域移行、医療観察法と薬物関連への支援を合わせて計97名の対象者に対し、訪問、面接、ケア会議、電話対応で計542回の支援を実施した。対象者及び支援回数の内訳は表2～6のとおりである。

表2 支援対象別実人数（名）

複雑困難	37
地域移行	29
医療観察法	11
薬物関連	1
計	78

表3 住所地別の支援対象者実人数

(名)

青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	秋保総合支所	泉区	不定・他市町村	計
15	3	9	15	20	0	8	8	78

表4 延べ支援回数

(回)

	訪問	来所	ケア会議	電話	計
複雑困難	231	3	43	97	374
地域移行	76	0	15	24	115
医療観察法	11	0	22	7	40
薬物関連	13	0	0	0	13
計	331	3	80	128	542

表5 新規・終了者実人数 (名)

	新規	終了
複雑困難	12	12
地域移行	6	7
医療観察法	2	2
薬物関連	0	0
計	20	21

表6 診断名別支援対象者 (疑いを含む)

(名)

診断名 (疑いを含む)	複雑困難	地域移行	医療観察法	薬物関連	計
統合失調症圏	27	26	8	0	61
知的障害または発達障害を伴う統合失調症圏	6	9	3	0	18
その他の精神疾患を伴う統合失調症圏	1	0	1	1	3
気分障害	0	0	0	0	0
神経症圏	4	0	0	0	4
知的障害、発達障害	3	0	0	0	3
その他の精神疾患を伴う知的障害、発達障害	1	0	1	0	2
物質関連障害	3	1	0	0	4
器質性精神障害	2	0	0	0	2
人格障害	1	0	0	0	1
不明	1	0	0	0	1
計	49	36	13	1	99

③ 課題と今後に向けて

個々の事例において、保健所支所と共に地域における多機関での支援体制づくりを積み重ねてきていることは、成果と言える。様々な時期を経て安定した生活に至る事例の支援経過を、多機関で共有し積み重ねることで、地域の支援者が自信と希望を持って対象者に関われることが望ましい。当センターの役割は、その一助として、支援体制の構築・維持及び発展に貢献することであり、地域精神保健福祉活動を推進する機能を発揮することである。仙台市の地域精神保健福祉活動がより有効なものへと成熟し、当事者やその家族及び市民全体に対して役立つために、センター内のケースレビューや事例検討会を利用し、支援経験から得られた知見等を整理・蓄積し、地域に還元していきたい。

(2) 地域移行・地域定着支援

平成 18 年度より精神障害者退院促進支援事業を開始し、当センターが実施主体となり、各区保健所支所や相談支援事業所等関係機関と連携しながら、個別の退院支援と体制整備を推進してきた。制度改正においては、平成 24 年度に、「地域移行支援・地域定着支援」の個別給付化、平成 26 年度には、精神保健福祉法の改定による精神科病院における退院促進のための体制整備の義務付け等の変化が見られた。このことから、平成 27 年 3 月に精神障害者退院促進支援事業を廃止し、「地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）」の中で、各区保健所支所や相談支援事業所等が行う地域移行支援・地域定着支援への技術援助を実施している。また、平成 25 年度より「精神障害者のための地域移行推進連絡会」を開催し、医療・福祉・行政等の関係機関の連携強化を図り、課題解決のための検討を行っている。

① 個別支援

「8. 地域総合支援事業（1）事業概要」の項に記載

② 精神障害者のための地域移行推進連絡会

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う措置として、令和 2 年度は休会とした。

③ 人材育成・研修

地域移行・地域定着支援に関わる専門職を対象に研修会を実施した。

- ・精神科病院職員研修への職員派遣
* 障害者相談支援事業所、障害者支援課ピアスタッフとの協働
宮城県立精神医療センター（東 2 病棟）
- ・精神科病院看護職員を対象とした紙面研修の実施
国見台病院

④ 長期入院患者への地域移行普及啓発活動 * 障害者支援課ピアスタッフとの協働

病棟に地域支援者が出向き、長期入院患者を対象に、社会資源の情報等を伝え、地域生活について考える契機とする普及啓発活動を実施した。退院した当事者や障害者支援課ピアスタッフの体験談の際には熱心に耳を傾ける長期入院患者が多く、普及啓発活動後のアンケートでは、長期入院患者が今後について考える契機となったことが伺えた。また、病棟スタッフからも、改めて長期入院患者の地域生活への思いを知ることができたとの感想が寄せられている。

・宮城県立精神医療センター東 2 病棟（男女混合の社会復帰病棟、急性期の後方支援病棟）

開催日	内容	参加人数
令和 2 年 7 月 13 日	ガイダンス 地域移行支援について・相談支援事業所の紹介	入院患者 16 名 病院職員 6 名 地域支援者 5 名
8 月 24 日	ピアスタッフが伝える、地域で暮らすときに使えるサービス	入院患者 17 名 病院職員 8 名 地域支援者 7 名

9月29日	退院した先輩の話を聞いてみよう 宿泊型自立訓練について	入院患者 16名 病院職員 8名 地域支援者 9名
-------	--------------------------------	------------------------------

- ・宮城県立精神医療センター西1病棟
(成人慢性期ユニットと児童・思春期ユニットの混合病棟)

開催日	内容	参加人数
令和2年 10月30日	ガイダンス 退院のお手伝いについて ピアスタッフが伝える、地域で暮らす ときに使えるサービス	入院患者 11名 病院職員 3名 地域支援者 4名
12月18日	入院を経たピアスタッフの体験談	入院患者 11名 病院職員 2名 地域支援者 3名

⑤ 他機関の研究への参加

- ・宮城県立精神医療センター「チーム医療委員会」(月1回参加)

慢性重症患者に対する地域支援事業者を含めたチームアプローチをテーマに、各機関や職種の取り組みについて情報共有を行った。

(3) 医療観察法対象者への支援

地域処遇対象者のケア会議(仙台保護観察所主催)に出席し、現在の処遇内容及び地域処遇終了後の支援体制への円滑な移行に関する検討を行う。

① 実績

- ▶医療観察法適用者のケア会議への出席(19回/対象者実人数13名)
 - ・地域処遇中の対象者の状況確認及び支援方針、方法についての助言
 - ・処遇終了事例について、必要に応じて処遇困難事例として支援を継続
- ▶宮城県医療観察制度運営連絡協議会への出席(新型コロナウイルス感染拡大の影響で書面開催形式に変更)
- ▶仙台保護観察所との打ち合わせ
 - ・新規地域処遇事例についての事前情報共有(随時)

② 課題と今後に向けて

保護観察所主催のケア会議に出席しながら経緯を見守り、処遇終了後は必要に応じて保健所支所と協働で支援を行うという当センターの立ち位置は定着してきた。直接支援には入っておらず、対象者や家族との関係性も無い中で、ケア会議では処遇そのものに対する助言を求められるため、対象者及び家族、支援体制について俯瞰する視点が必要である。また、処遇中から、処遇終了後の支援体制を明確にできるよう、支援チームに働きかけ、その中で保健所支所と、処遇終了後における当センターのかかわりの必要性について共有していく。

一昨年度、医療観察法対象者家族に対する支援の場として保護観察所主催の家族会の立

ち上げに協力を行い、昨年度はアドバイザーとして出席した。全国的にも保護観察所で家族会を開催しているところは少なく、精神的負担を伴う経験をしてきたご家族にとって支えあいの場になっている。当センターが参加する目的やニーズを確認しながら、必要に応じて参加していく。

(4) 地域精神保健福祉活動連絡会議

本会議は平成12年度に移送制度の適正な運用のために始まったが、移送制度の定着に伴いその他の処遇困難事例のケース検討を行ってきた。平成23年度からは各区の地域精神保健福祉に関する情報共有の場としても活用しており、精神保健福祉業務担当者会議に近い役割も担っている。

会議において事例検討を行う意義としては、移送制度の適正な運用を図ることの他に、困難事例の処遇について第三者の意見を通して、より深く対象者を理解し、適切なアセスメントから効果的な支援策の発想を得ることや地域精神保健福祉サービスの質をできるだけ高いレベルにおいて均一化することが挙げられる。

また、地域精神保健福祉活動に関する情報共有を行うことにより、業務上の全市的な課題やトピックについて担当者レベルでの共通認識を持ち、共に課題解決の提案をしたり、既存の事業をより効果的な展開へ導いたりすることを狙いとしている。

① 実績

- ・実施回数 9回
- ・参集対象 障害者支援課、各区障害高齢課・支所保健福祉課の精神保健福祉業務担当者
- ・事例検討（件数） 通報事例より4件、その他処遇困難事例4件、移送関連1件

開催回	1	2	3	4	5	6	7	8	9
参加者（人）	26	17	18	14	17	14	15	14	15
検討事例数	通報事例より（件）	2	0	1	0	0	0	1	0
	その他処遇困難（件）	0	0	0	0	1	1	0	1
	移送関連（件）	0	1	0	0	0	0	0	0

② 情報共有と共通課題の検討など

- ・はあとぽーと仙台デイケアの紹介・所内見学（当センター／第1回）
- ・市長同意の対応について（泉区／第2回）
- ・他区に相談に行く可能性があるケースの共有（泉区／第4回）
- ・自死家族を対象に作ったリーフレットの紹介（当センター／第4回）
- ・駐車場利用料の予算化について（泉区／第6回）
- ・区をまたいで通報される可能性があるケースの共有（各区／第7回）

③ 課題と今後に向けて

今年度は、各区より積極的に事例検討が挙げられ、9件の事例検討を行った。情報共有と共通課題の検討においては、各区支所のニーズ等を踏まえテーマ設定を意識した。

また、昨年度、組織改正に伴い各区障害高齢課に地域支援係が発足し、より包括的に地

域支援を実践することが求められるようになった。本会議に新たに参加する保健師・相談員も増えている。会議の目的を毎回確認しつつ、小グループ制で事例検討を行うなど、初めての参加者でも発言しやすいように配慮した。

今後も、事例検討、通報事例や情報の共有と共通課題の検討を中心に行っていく。特に事例検討では、より深く対象者を理解することに努め、展開された支援のポイントを明確にし、検討後のフォローアップも引き続き意識していくことで質の向上を図りたい。ケースに対応する支援者が行き詰まり感や無力感、疲労感、不安感などを抱えていることも少なくないため、主催者側の意識として、エンパワーメントの視点を持ち、議論が活性化できるよう創意工夫をしていく必要がある。

地域総合支援事業

9. 東日本大震災後こころのケア

(1) 事業の概要

当センターは、中長期的展望に立って震災後こころのケア事業を展開するため、平成 25 年 6 月に「仙台市震災後心のケア行動指針」（以下、本指針と表記）を策定した。本指針においては、平成 24 年度から令和 2 年度（平成 32 年度）までを 3 年ずつ第Ⅰ期～第Ⅲ期に分け、それぞれの時期の復興に向けた動きに伴う生活上の問題等を予想し、1) 相談支援、2) 普及啓発、3) 人材育成、4) マネジメント、5) 連絡調整といった事業を展開している。

令和 2 年度は、第Ⅲ期（平成 30 年度～令和 2 年度）（生活再建期～復興完了期（固定期））にあたる。復興公営住宅等の恒久的な生活の場に移り生活が定着したように表面上は見えるが、新たな生活環境への不適應やコミュニティからの孤立、心身健康の低下、進む高齢化、経済的困難など、要支援者は複合的な問題を抱えている人が依然として多いことが伺える。当センターにおいても、各区保健福祉センター等と協働し、多機関・多職種連携のもと、下記のとおり被災者支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染が拡大しており、「感染症災害」と位置づけ、災害時メンタルヘルスの一環として、コロナ禍でこころの健康を保つための対策等について、市民や支援者向けに普及啓発活動を行った。

(2) 相談支援の状況

精神科医・心理士・精神保健福祉士・社会福祉士を、下記のとおり、各区に派遣した。主に宮城野区と若林区保健福祉センターと、心のケアが必要と見られる被災者への訪問、各区での面接相談等の個別支援を継続している。また、各区保健福祉センターや宮城総合支所と、定期的なケースレビューや事例検討、情報交換会等を行い、被災者支援に限らず、複雑困難ケース支援やコミュニティ支援、自殺対策事業等についても、検討している。

① 職種別職員派遣状況（延回数）

年月	職種	精神科医	心理士	精神保健福祉士	社会福祉士
令和 2 年 4 月		2	2	0	0
5 月		3	5	0	1
6 月		6	11	1	3
7 月		5	10	2	2
8 月		8	6	2	0
9 月		3	6	2	3
10 月		7	8	2	2
11 月		4	7	3	4
12 月		8	8	3	4
令和 3 年 1 月		2	3	1	1
2 月		8	6	3	1
3 月		3	6	1	1
計		59	78	20	22

② 実績

各区や子供未来局等が実施する被災者の心のケアに関連した事業に職員を派遣し、各区・各支所・関係機関等の職員と共に協働支援の実施や、技術支援等を実施している。

<令和2年度延べ派遣数>

[1] 各区保健福祉センター等への技術支援

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	宮城総合支所	計
訪問（実数/延べ数：件）	0/0	72/93	44/84	0/0	0/0	0/0	116/177
レビュー・事例検討（回）	5	12	5	4	2	4	32

- ・研修講師 2回（宮城県消防学校2回）

[2] 子どものこころのケア関係

- ・子どものこころの相談室(太白区) 2回、研修講師 2回(太白区, 子供未来局)

[3] 児童生徒のこころのケア関係

- ・児童生徒の心のケア推進委員会出席 3回
- ・被災校への精神科医派遣 8回(荒井小学校3回、岡田小学校2回、七郷小学校3回)
- ・子どものこころのケア支援チーム 2回(大野田小学校、袋原小学校)
- ・研修講師 2回(教育局, 荒井小学校)
- ・「心的外傷を受けた児童生徒に対する教職員の接し方・話の聴き方」リーフレット作成(教育局教育相談課)
- ・東日本大震災余震(2月13日)に伴う支援(岡田小学校、七郷小学校)

③ 延べ対象者数と相談内訳

各相談項目の内容については表1に示す。令和2年度の相談支援対象者は、延べ177人であった(図1)。相談内容の割合を見ると、昨年度と同様に「震災ストレス関連」が最も多かった。「アルコール関連」が占める割合が低下し、「社会生活関連」が増加傾向にある(図2)。

復興公営住宅等の再建先の新しいコミュニティへの適応に関連するストレスや、経済的負担の増加といった不安等が生じており、悲嘆や喪失といった震災が直接もたらすストレスのみならず、心身の健康、経済、人間関係、就労といった複合的な問題が与えるストレスを訴える事例の割合が増えている。一方で、生活再建の完了後に、それまで語られなかった被災体験や喪失感を訴え、心身の健康問題を呈する事例も散見され、継続的な支援が求められていると言える。

表 1 各相談項目の内容

項目	内容
アルコール関連	(飲酒により) 騒ぐ、暴言、暴行
身体疾患関連	悪性新生物、循環器系、消化器系、神経系、目・付属器等の身体疾患
精神疾患関連	PTSD、アルコール、気分障害、統合失調症、認知症、その他
家庭関連	DV、家庭不和、虐待、不適切介護
社会生活関連	育児不安、稼働不安定、居住地、失業、借入金、収入減少、不登校、馴染めない
ネットワーク関連	近隣苦情、孤立、世帯員数の変化、他市転入、単身、民間賃貸
ストレス関連	イライラ、焦燥、悪夢、易疲労性、楽しめない、災害について考えないようにしている、災害を思い出し動揺、災害を思い出す、災害逃避、食欲変化、神経過敏、睡眠障害、退行、不安、憂うつ

図 1 震災ストレス相談内容 (延べ人数)

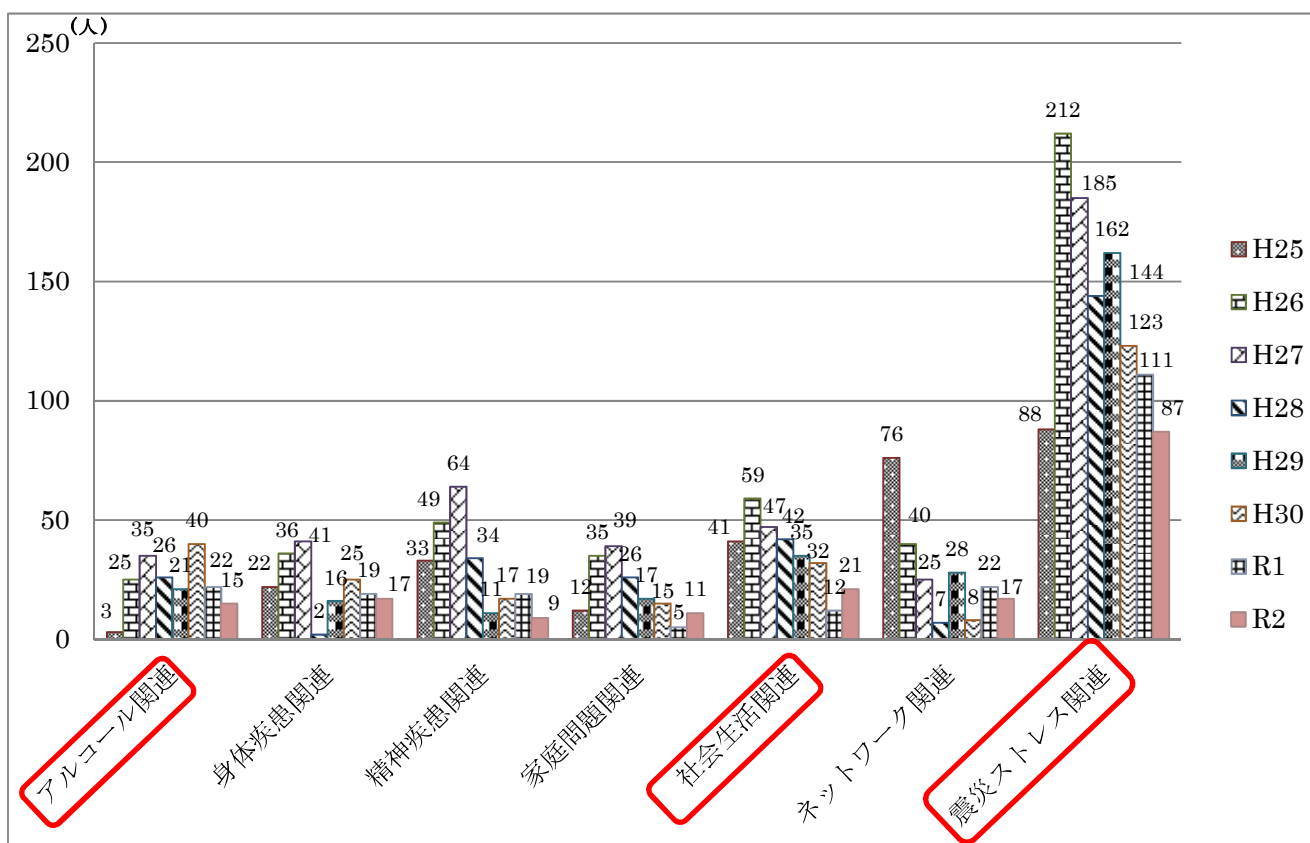
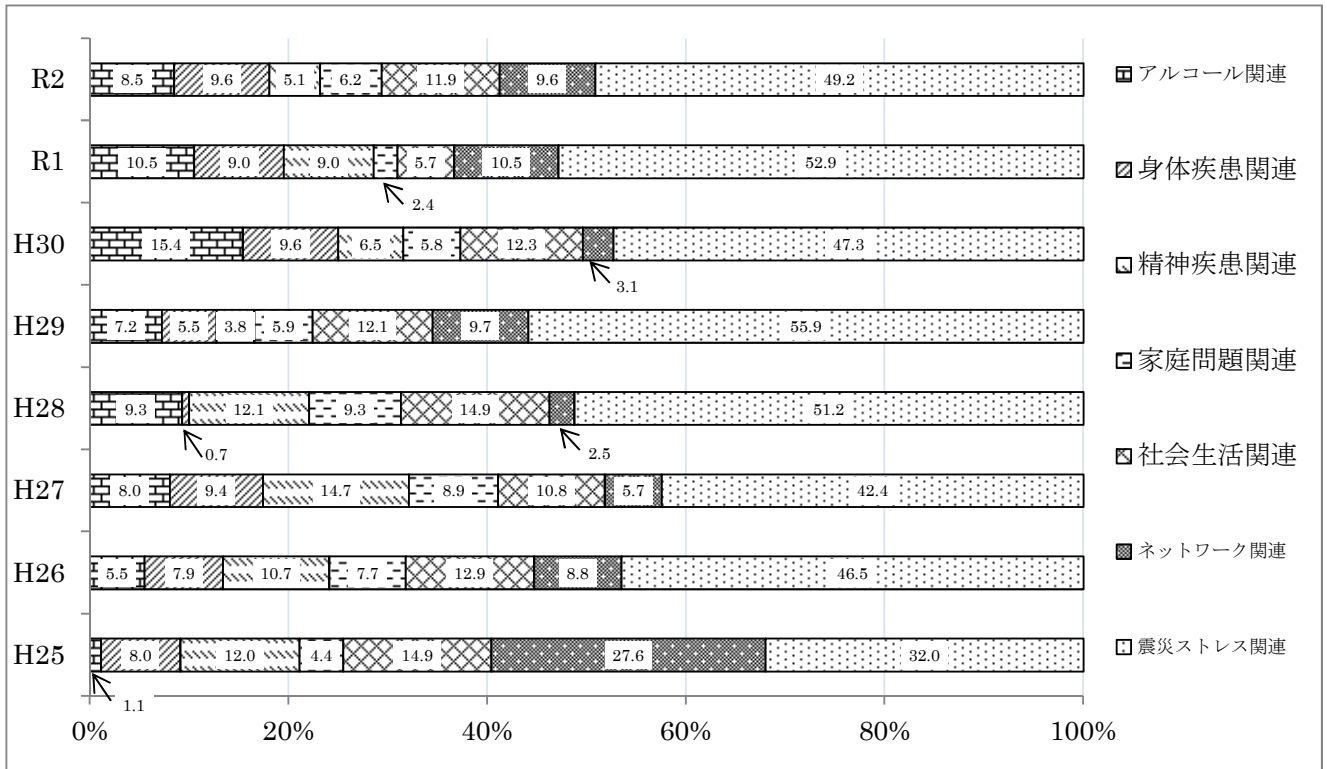


図 2 震災ストレス相談内容 (%)



(3) 普及啓発

- ・ホームページに災害時メンタルヘルスや仙台市災害時地域精神保健活動ガイドラインに関する情報を掲載している。はあとぽーと通信(令和3年3月発行)に東日本大震災後10年の節目として特集を組み、震災後心のケアチームの活動を報告した。また、3月初旬に、ここまる Twitter を活用し、震災後心のケアの必要性や相談を促す内容をツイートした。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各区健康祭りや危機管理室主催の「せんだい防災のひろば」が開催見送りとなり、市民に直接啓発する活動を控えることになった。
- ・コロナ禍でこころの健康を保つための対策に関する情報をホームページ上に掲載し、市民向け・支援者向けの研修会で解説するなどして、普及啓発活動を継続した。

(4) 人材育成(教育研修)

① 支援者向け研修会の実施

	目的・内容等	参加対象者	実施回数等	参加人数
1	震災後心のケア従事者研修会 目的：心のケア従事者の支援力向上、被災者支援に関する情報共有、課題の抽出	庁内職員 (各区家庭健康課、障害高齢課、社会課、健康政策課他)	5回	延166名

2	<p>シンポジウム 『震災後心のケア支援活動から、これからの災害時メンタルヘルスを考える』</p> <p>シンポジスト： 若林区家庭健康課 課長 川村郁子氏 宮城野区家庭健康課 主幹 佐野ゆり氏 当センター職員</p>	<p>庁内職員 市内福祉・教育関係 機関職員</p>	<p>令和2年 12月14日</p>	<p>56名</p>
---	---	------------------------------------	------------------------	------------

(5) マネジメント

① 仙台市震災後心のケア行動指針「第Ⅲ期 まとめ」の作成

本指針は当センターが中心となり、各区保健福祉センター・支所・市役所の健康政策や精神保健分野の主管課と各期にモニタリングを行い、指針やそれに基づき策営する事業計画の修正や評価を行うこととしている。

令和2年度は、第Ⅲ期の最終年であるため、各区保健福祉センターや主管課等の協力を得て、「第Ⅲ期まとめ」を作成した。

② 仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドライン改定版の周知

平成20年に作成した本ガイドラインについて、平成27年度に東日本大震災の経験をふまえた中長期的な支援に対応できる内容に改訂した。本年度は震災後こころのケア従事者研修会で周知し、求めのある区に配布した。

③ 震災後心のケア行動指針（継続版）の策定

令和元年度に「令和3年度以降の震災後心のケア支援事業のあり方検討会」を3回開催し、健康政策課、障害者支援課、当センターを事務局とし、8年間にわたる被災者支援の成果と課題の抽出と、本指針の継続について、各区保健福祉センター家庭健康課、障害高齢課、子供未来局子供保健福祉課、健康福祉局社会課、地域包括ケア推進課と検討を重ねた。本年度は、令和3年度から令和7年度までの今後5年間の取組み予定について、各区・当センターで作成し、『震災後心のケア行動指針（継続版）』を令和3年3月に策定した。

(6) 連絡調整

- ・みやぎ心のケアセンター運営委員会へ参画した（年2回）。
- ・宮城県主管課、宮城県精神保健福祉センター、市主管課と随時連携を実施している（宮城県災害派遣精神医療チームマニュアルの検討等）。

自死予防関連事業

10. 自殺対策推進センター（こころの絆センター）

（１）自殺対策推進センターの概要

平成 31 年 4 月 1 日、これまでの自殺予防情報センターの機能を拡充し、当センター内に自殺対策推進センターを開設し、自殺対策の更なる推進を図っている。平成 31 年 3 月に策定された仙台市自殺対策計画に基づき、自殺対策の総合的な支援体制の強化と、対象者への支援の充実を図るため、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら業務を担っている。自死を考えている者、未遂者及び自死遺族等の相談や支援の他、適切な相談窓口に繋げるための情報提供や支援者に対する研修等を実施している。（保健師、心理士、精神保健福祉士の 4 名の職員体制）

（２）電話相談の状況

希死念慮のある者、自殺企図者、自殺未遂者等の本人及びその家族や、自死遺族等からの相談に応じ、適切な相談機関につなげるための情報提供等を行っている。令和 2 年度の相談延件数は 1,071 件であり、その内訳については下記の通りであった。

相談の概況は、本人からの相談が 9 割以上を占め、男女別では男性が多い。基本的には匿名での相談であることから、相談者の居住地や年齢は不明の場合が多い。

相談内容については、抑うつ的な訴え、家庭や職場での悩み、生き方の悩みや精神疾患の治療に関する事等が多くを占めた。自死に関連する相談は全体の約 5 割である。精神科受診の既往がある割合は約 7 割であり、さらにその約 9 割は通院継続していた。医療に繋がっているものの、生きにくさを抱えている方からの、つらい気持ちを聞いてほしいといった内容が多く、傾聴を中心とする支援を行った。

① 相談者性別

性別	R2									R3			合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
男	77	37	60	40	25	42	65	56	55	23	34	81	595
女	37	37	38	28	26	39	31	38	34	29	25	56	418
不明	4	1	3	3	1	6	18	9	3	3	5	2	58
合計	118	75	101	71	52	87	114	103	92	55	64	139	1,071

② 相談者住所

住所	人数
青葉区	90
宮城野区	355
若林区	35
太白区	94
泉区	8
市内不明	94
市外	62
不明	333
合計	1,071

③ 相談者年代

年代	人数
20 歳未満	14
21～30 歳	96
31～40 歳	15
41～50 歳	393
51～60 歳	106
61～70 歳	30
71～80 歳	13
81 歳以上	22
不明	382

④ 相談者続柄

続柄	人数
本人	1,034
親	17
舅姑	0
兄弟・姉妹	2
配偶者	5
その他の親族	0
友人・知人	5
子	5
その他	3

⑤ 相談内容の詳細

相談内容	件数
老人精神保健	1
アルコール問題	0
思春期（20歳未満）	10
精神障害ではないかとの訴え	0
精神障害の治療の問題	1
不登校	1
いじめ	1
行動の異常	1
対人関係での悩み	2
抑うつ的な訴え	3
その他	1
こころの健康づくり（20歳以上）	960
被害妄想的な訴え	28
精神障害ではないかとの訴え	1
精神障害の治療の問題	32
対人関係についての問題	26
家庭内暴力	2
食行動の異常（拒食・過食）	2
生き方についての悩み	32
仕事・職場についての悩み	46
出産・育児に関する悩み	8
夫婦関係等家庭内の悩み	77
近隣とのトラブルについての悩み	1
心氣的・身体的訴え	33
抑うつ的な訴え	599
強迫的な訴え	1
無気力・ひきこもり	2
行動の異常等	3
サラ金・ギャンブル等の問題	4
その他	63
うつ・うつ状態	1
うつ・うつ状態	1
その他	99
日常生活報告	9
その他	90
合計	1,071

⑥ 自殺問題関連の該当状況

当該の有無	件数
該当あり	517
希死念慮	495
自殺企図	9
自殺未遂	6
自死遺族	1
その他	6
該当なし	554
合計	1,071

⑦ 精神科受診歴

精神科受診歴	件数
あり（診断名は重複あり）	751
うつ病	213
抑うつ状態	3
統合失調症	195
躁うつ病	12
PTSD	27
強迫性障害	1
適応障害	3
パニック障害	78
パーソナリティ障害	32
精神遅滞	1
対人恐怖症	1
不眠症	0
その他	55
なし	18
不明	302
合計	1,071

※受診歴ありの診断名内訳については、把握できた場合のみ計上。なお、受診歴があるも診断名が確認できない場合は、診断名の内訳から除外している。

⑧ 判断と対応

判断 \ 対応	指導・助言	傾聴	来所相談へ	電話相談紹介	医療機関情報提供	関係機関情報提供	警察を情報提供	関係機関へ連絡	その他	合計
危険が切迫	0	0	1	0	0	0	0	1	1	3
切迫していないが要支援	73	395	7	11	2	14	0	1	16	519
自死関連問題以外	34	345	2	54	1	12	0	0	101	549
合計	107	740	10	65	3	26	0	2	118	1,071

(3) 面接相談の実施

① 「生活困りごとと、こころの健康相談」の開催

自死の要因のひとつである経済的な問題を抱える人の中には、精神的な悩みを抱えている人も存在するため、経済問題に関する問題と併せてこころの健康相談を実施している。仙台市民および仙台市内に通勤・通学している、生活困窮者等の社会的支援が必要とされる方を対象に、弁護士・司法書士による法律相談とあわせて、精神科医・保健師・心理士等によるこころの健康相談を開催した。

内容	日時・場所	回数・相談件数
定例相談	日時：毎月第3火曜日 13時-16時 場所：司法書士会館	実施回数 12回 相談件数 28件
キャンペーン 相談会 (自殺予防週間、 自殺対策強化月間 に併せた相談会)	(自殺予防週間に合わせた開催) 日時：令和2年9月2日 場所：仙台市役所上杉分庁舎2階	実施回数 1回 相談件数 11件 (うちこころの相談11件)
	(自殺対策強化月間に合わせた開催) 日時：令和3年3月5日 場所：仙台市役所上杉分庁舎2階	実施回数 1回 相談件数 15件 (うちこころの相談15件)

(4) 自殺未遂者等ハイリスク者支援

平成31年4月より「仙台市いのちの支え合い事業」として自殺未遂者等ハイリスク者支援を開始した。自殺未遂者等ハイリスク者が自死に至る行動に再び及ぶことがないように、多機関協働による支援や、関係機関職員の人材育成による地域の支援力の向上、支援ネットワークの構築等を図った。

① 自殺未遂者等ハイリスク者向けパンフレットの作成と送付

自殺未遂者等ハイリスク者に関わる関係機関職員に対して、自死に関する適切な理解を促すとともに、相談窓口としてこころの絆センターを周知するため、リーフレットを市内の各交番及び駐在所、消防署)、救急告示病院に送付した。リーフレットを契機に、電話相談に繋がる市民がみられている。

② 相談・支援

希死念慮、自傷行為や自殺未遂等の自死関連行動のあるハイリスク者に対しては、相談者の抱える問題に対応するため、個々の状況に応じて関係機関と連携し、訪問や面接等による支援を実施したほか、精神保健福祉総合センターの来所相談の中で、自殺関連問題を抱える当事者や家族に対して、継続的な相談支援を実施した。

また、自殺未遂により市内の救急告示病院に搬送された方に対しては、「仙台市いのちの支え合い事業」において、自殺未遂者等ハイリスク者の再企図を防止するため、訪問や面接等、個々の抱える問題に応じた支援を継続して行った。

さらに、各区役所や関係機関で支援している自死ハイリスク者への対応について、支援者への技術援助を実施した。

③ ネットワークの構築

市内の救急告示病院や精神科病院と「仙台市いのちの支え合い事業」における未遂者支援の実施に併せて、支援に係る連携の在り方について情報・意見交換を行った。

(5) 人材育成（教育研修）

一般市民と接する機会のある全庁職員及び関係機関職員や、地域においてメンタルヘルスについてキーパーソンの役割が期待できる市民を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施した。

また、希死念慮、自傷行為や自殺未遂等の自死関連行動のある方への相談に対応する支援者を対象に、自死に至る機序などの基礎的なことから、対応について学び、支援技術の向上を図ることを目的とした研修を実施した。

① 市職員及び関係機関職員向け（自殺対策ゲートキーパー養成講座）

開催日	内容及び講師	参加人数
令和2年 9月11日	講話：「こころの声に気づく～職員1人ひとりができること～」 講師：精神保健福祉総合センター 精神科医 大類真嗣 ロールプレイ：「対応方法の実際について」	45名

② 自殺対策関係職員向け（自殺対策専門職研修）

開催日	内容及び講師	参加人数
令和3年 1月26日	講話：「自死についての基礎知識と対応について」 「支援ツールの紹介」 講師：精神保健福祉総合センター 精神科医 大類真嗣	98名 (オンライン 57名含む)

③ 地域におけるゲートキーパー研修への講師派遣

対象者(依頼主)	派遣回数(回)	参加人数(名)
児童福祉施設におけるメンタルヘルス研修（子供未来局）	2	118
職場のメンタルヘルス研修（青葉ヘルパーステーション）	2	79
救命救急士のメンタルヘルスケア（消防局）	2	150
合計	6	347

(6) 普及・啓発

① 若年層を対象とした普及啓発活動

仙台市の20歳代の自殺死亡率が全国と比して高い傾向にある事から、大学生をメンバーとし若年層を対象とした普及啓発について検討する「はあとケアサークルYELL（エール）」の活動を月1回、オンラインにより実施し、大学生の視点を盛り込んだ啓発媒体（幼児向けのこころの健康づくり絵本「こころをまるに」）を作成した。また、メンバーが他の大学生に啓発する“ピア・エデュケーション”の手法で、ストレス反応やセルフケア、支援希求行動の大切さについて伝える授業を3か所の大学（仙台白百合女子大学、東北福祉大学、東北文化学園大学）に実施した（計4回 参加人数312名）。さらに、宮城大学（大和、太白キャンパス）と東北学院大学（泉キャンパス）の図書館を活用し、メンタルヘルスに関する普及啓発を実施した。



この絵本の全編は、仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）のホームページから、ご覧いただける。

<https://www.city.sendai.jp/seshin-kanri/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/sodan/seshinhoken/hearport/kizuna/kokoromaruni.html>

② 一般市民・関係機関等を対象とした普及啓発

一般市民・関係機関等を対象に、自死対策の意識の向上や、予防・こころの健康づくりの知識の普及・啓発を図った。

[1] 相談窓口の周知

- ・相談機関一覧の掲載情報の更新とチラシの配布（289ヶ所、5,960枚）
- ・インターネットを利用した相談窓口の周知
（当センターホームページ、厚労省ホームページ「いのち支える相談窓口一覧」への掲載）
- ・自殺予防週間（9月）に合わせたポスターの作成と送付（367ヶ所、461枚）
（普及啓発活動で作成したキャラクター「ここまる」を使用）
- ・広報誌「はあとぼーと通信」における仙台市こころの絆センター電話相談の周知

[2] こころの健康に関する正しい知識の普及

- ・当センターのホームページに自死予防に関する情報を掲載（通年）

（7） 遺族支援

自死遺族からの相談を受け、必要に応じて自死遺族グループ等を紹介した。

（8） 実態把握

厚生労働省の保健統計や警察庁によるデータを用いて本市の自死の実態に関する分析を行い、地域保健福祉活動に活用できるための情報発信を行った。

（9） 関係機関との連携強化

① 仙台市自殺対策連絡協議会・自殺総合対策庁内連絡会議への参画

庁内外の関係機関・関係団体と連携・情報共有を図り、本市としての有効な取り組みの検討や総合的な対策を推進するための会議に、事務局として参画した。（障害者支援課、健康政策課、当センターの2課1専門機関での事務局体制）

- ・仙台市自殺対策連絡協議会：2回
令和2年12月2日・令和3年3月17日開催
- ・自殺総合対策庁内連絡会議：1回
令和2年11月 書面開催

② 自殺対策担当者会議の実施

自死予防に係る普及啓発や人材育成、相談支援に従事する課（各区保健福祉センター家庭健康課・障害高齢課、各総合支所保健福祉課、障害者支援課、健康政策課）が参集し、普及啓発や人材育成等の各々の取り組み実践を共有・意見交換を行うことにより、担当者の連携を強化し、自死予防関連事業の充実を図ることを目的とした会議を実施した。（事務局：当センター）

- ・自殺対策担当者会議：1回
令和2年7月31日開催

11. 依存症関連事業

(1) 依存症関連事業の概要

地域におけるアルコール・薬物等依存症関連問題の発生・悪化を予防し、問題が生じた場合には早期発見・早期介入するために必要な対策を講じる。また、支援者・支援施設間の連携や技術の向上を目指し、各区への技術支援・人材育成、関係機関との連携を強化しながら、本人や家族支援の拡充を図る。令和元年度に、以前よりアルコール健康相談を担ってきた各区障害高齢課と当センターをアルコール依存症の相談拠点に位置付けた。また令和2年度は、当センターを薬物依存症およびギャンブル等依存症の相談拠点に位置付けた。

(2) 個別相談

相談実績（電話・来所・訪問等）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
アルコール	164	145	120	128
薬物	20	40	36	56
ギャンブル	20	32	36	69
合計	204	217	192	253

(3) 家族支援

① アルコール・薬物家族ミーティング

目的

アルコールや薬物等の依存症関連問題を有する者の家族が、知識や対応の仕方を学ぶとともに、安心安全な場で同じ悩みを抱える仲間と思いを分かち合う経験を通して、家族自身の精神面の健康回復と、依存症当事者の回復を促す。

経過

アルコール家族ミーティングは、昭和 63 年度に太白保健所で始まり、平成 10 年度からは仙台市福祉プラザを会場に当センター主催の事業として実施している。平成 30 年度からは、対象に薬物関連の問題を有する者の家族を加え、アルコール・薬物家族ミーティングと拡充した。

内容

月 3～4 回、木曜日の午後、指導医と担当職員（ファシリテーター、記録）により実施している。ワークブックを用いたコミュニケーションワーク（家族のためのコミュニ

セッションの促進を目的として、本人とのかかわり方、セルフケアなどを話し合うもの)を実施したのち、家族ミーティングを行っている。

家族ミーティングは、①プライバシー厳守、②言いつばなし・聞きつばなし、③主役は自分、という3つのルールを設け、参加者が順番に自らの体験や感情、考えなどを語り、互いの話に耳を傾ける集団療法の手法をとる。

令和2年度は29回開催。参加延べ人数は67名、1回あたりの平均参加人数は2.3名である。

ミーティング終了後は毎回スタッフカンファレンスを実施し、セッションの振り返りを行っている。初回参加者は、原則として居住区の障害高齢課または総合支所保健福祉課での相談を経て、ミーティングに参加する。その際、各区の相談担当者が同行し、参加状況を確認してもらう。また、今後の方針の検討・共有をスタッフカンファレンスで行い、連携した支援につなげている。

② アディクション家族教室

目的

依存症の問題に悩む家族が、講話を通してアディクションに関する適切な知識を学び、当事者や家族の体験談から回復について知ることを目的とする。

対象

アルコール・薬物などのアディクション問題を抱える方のご家族

内容

開催日時・会場	内容及び講師	参加人数
令和2年12月9日 14:00～16:30 仙台市福祉プラザ 第2研修室 ※年度前半(7月)も予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした	テーマ:「アディクションについて ～アルコール・薬物依存を中心に～」 講師:東北会病院 精神科医 仙台市酒害相談指導医 奥平富貴子 氏 アルコホーリクス・アノニマス(AA) メンバーの体験談 仙台ダルクメンバーの体験談 断酒会メンバーのご家族の体験談	7名

家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできた参加者が多く、本教室がアディクションの正しい知識を初めて得る機会となっていた。こうした学びの場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。

(4) 人材育成・教育研修

目的

行政や関係機関の職員に対し、依存症や関連する諸問題についての知識や基本的な対応方法を学び、スキルアップを図る場を提供する。

対象

アルコール（薬物）関連の問題を有する方やその家族にかかわる関係機関の職員

① 依存症関連問題研修会

内容

開催日時・会場	内容・講師	参加人数
令和2年10月23日 9:00～12:00 当センター研修室	① 依存症に関する相談対応の基本について 講師：精神保健福祉総合センター 主任 寺澤 彩 ② 依存物質や依存行為による脳や身体への影響について 講師：精神保健福祉総合センター 主幹 大類 真嗣 ③ 依存症からの回復について 講師：精神保健福祉総合センター 主査 平泉 武志 ③ 仙台ダルク代表からのメッセージ 講師：仙台ダルク 代表 飯室 勉 氏	26名

今年度の研修は、当センターがアルコール・薬物・ギャンブルの相談拠点となることに伴い、相談に対応する職員のスキルアップをねらって企画した。事前に所内の職員を対象として、アディクション関連問題の相談を受けるにあたってどのような点に困っていたり、どのような事をもっと学びたいと考えているか等のアンケートを実施した。その結果、アディクション相談において、「依存物質や依存行為による脳や身体への影響を本人や家族に説明できる」「依存症からの回復について説明できる」という2点について、「できると思うが助言が必要」「やや苦手意識がある」と答えた職員が多いことが分かった。当日はこれらのことを踏まえた構成とし、参加者がアディクションに関する基本的な知識の振り返りを行うとともに、「回復」についてのより具体的なイメージを持つ機会とした。事後アンケートでは、講話の内容が参考になり、日々の業務に活かせるといった意見が多数寄せられた。事前・事後アンケートの結果の比較から、いずれの質問項目でも、研修前後で”できる” ”ある程度できる” と回答している割合が増加しており、特に、「依存物質による脳や身体への影響を本人や家族に説明できる」「依存物質をやめられないのはどうしてか、本人や家族に説明できる」「依存症の自助グループの役割や効果について、本人や家族に説明できる」「依存症からの回復について、本人や家族に説明できる」に関しては、有意に望ましい方向に変化した。

② アルコール・薬物についての支援者向け月末勉強会

内容

※場所は仙台市福祉プラザ研修室、時間は毎回 15:50～17:00

開催日	内容	講師	参加人数
7月30日	アディクションとは 「アルコール・薬物問題を中心に」	奥平富貴子氏	19名
8月27日	有効な早期介入のために 「S-BIRTSの理論と活用」	奥平富貴子氏	7名
9月24日	アルコール依存からの回復とは 「自助グループ・回復施設の紹介・当事者からのメッセージ」	奥平富貴子氏 当事者（宮城県断酒会メンバー）	13名
10月29日	アディクションと関連疾患 「アルコール・薬物が起こす症状や病気」	奥平富貴子氏	7名
11月26日	薬物依存からの回復とは 「自助グループ・回復施設の紹介・当事者からのメッセージ」	奥平富貴子氏 当事者（仙台ダルクメンバー） 施設職員（アロー萌木）	7名
12月24日	アディクション関連問題 「自殺・うつとアルコール・薬物」	奥平富貴子氏	9名
1月28日	家族の回復とは 「家族からのメッセージ」	奥平富貴子氏 回復施設「しおり」 メンバーおよび職員	8名
2月25日	アディクションの心理と治療 「なぜやめられない？」	奥平富貴子氏	6名

令和2年度は8回開催。多くの機関に広く参加を呼びかけ、相談支援事業所や司法関係などさまざまな部署からの参加があった。参加延べ人数は76名、1回あたりの平均参加人数は9.5名となっている。自助グループメンバーや回復施設職員等の協力を得て、体験談を聴いたり、施設の紹介をしてもらう機会を複数回設定した。

（5）普及啓発

① アルコール・薬物問題高校生講演会

目的

アルコール関連問題や薬物問題に関する知識と理解を深め、身体的・心理的な問題に対する予防を図る。

経過

平成11年度の仙台市アルコール問題対策連絡会議にて、若年層へのアルコール教育の

必要性を協議し、平成 12 年度より高校の授業においてアルコールについての保健講話を開始した。また、平成 14 年度からは、薬物についての保健講話も開始した。

なお、令和 2 年度は、東北少年院からの依頼により、在院少年向けの講演会を初めて開催した。

内容

当センター職員による、アルコールや薬物の基本的知識やセルフケアについての講話と、アルコホーリクス・アノニマス（AA）や仙台ダルクのメンバー等、依存症の回復者からのメッセージの 2 部構成とした。

実施校	対象	人数	開催日時	内容
仙台大志高校	1 年生 ① I 部生 ② II 部生(夜間)	① 71 名 ② 14 名	令和 2 年 11 月 11 日 ① 13:35～14:20 ② 19:20～20:05	アルコール・薬物に関する保健講話

アルコールも薬物であること、依存症は病気であることを強調し、実際にアルコールや薬物を勧められた際にどのように断るかについての具体例にも触れた。悩んだ時に、どのように不安やイライラを解消すればよいかについても考える機会とした。

② アルコール・薬物問題 少年院講演会

実施機関	対象	人数	開催日時	内容
東北少年院	① 在院少年 ② 法務教官	① 28 名 ② 19 名	令和 2 年 10 月 2 日 14:30～15:30	依存症や嗜癖（アデイクション）に関する基本的な知識及び精神保健福祉センターの役割について

依存症は背景に生きづらさを抱えていることが多く、「お酒や薬物は危ない！」ということだけではなく、ストレスの適切な対処法や、相談することの大切さを伝えていくことが必要である。

（6）他機関連携

① アルコール問題対策連絡会議

目的

アルコール関連問題の発生・進行・再発の各段階に応じた防止対策を考え、当事者・その家族の回復を支援するため、関係機関の連携を図る。

対象

仙台市医師会、当事者・家族団体、宮城県警察本部、宮城県精神保健福祉センター、

健康福祉局健康政策課、健康福祉局障害者支援課、子供未来局児童相談所、教育局健康教育課、各区障害高齢課・家庭健康課、各総合支所保健福祉課、仙台市酒害相談指導医（22 機関）

内容

開催日時・会場	内容	参加人数
令和 3 年 2 月 3 日 15 : 00 ~ 17 : 00 当センター会議室	テーマ : 「コロナ禍におけるアルコール関連問題」 ○各機関における状況の報告および意見交換 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面開催形式に変更	22 機関

本連絡会は、関係機関が一堂に会し、近年のアルコール問題や各機関の取り組みについて相互に情報交換する貴重な場となっている。

② 保護観察所との連携

- ・令和 2 年度 薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会に参加（年 7 回）
- ・令和 2 年度 薬物事犯関係引受人会での広報（薬物問題講習会）（年 3 回）

12. ひきこもり関連事業

(1) ひきこもり関連事業の概要

当センターでは従来、相談業務の中で「社会的ひきこもり」の状態像を示す本人および家族への支援を行なって来たが、ひきこもり関連事業としては、平成11年度に「引きこもり事例への対応と家族支援」と題する講演会を開催したことから始まった。翌平成12年度には、「ひきこもり家族教室」(5回1クール)を初めて開催し、その後、ひきこもり家族を対象としたグループを実施している。また、平成16年度には、広く一般市民を対象とした「ひきこもり講演会」を新たに企画し、ひきこもりへの支援を強化した。

本人支援に関しては、平成22年度に当センターの継続相談者を対象とした「ひきこもり当事者グループ」を開始したが、グループ参加者が当センター以外へ活動の場を広げて行ったことから平成23年度に発展的に解消。その後、本人向けの支援メニューの拡充を図り、平成27年度より再び「ひきこもり当事者グループ(フリースペース)」を開始している。

関係機関との連携については、個別事例への支援を通じた関わりの他、各種会議への参加を通し技術支援等を行なっている。

(2) ひきこもり家族グループ

日 時：毎月 第3木曜日 10:00-12:00
会 場：仙台市福祉プラザ
担当者：心理士3名
内 容：話し合い(2時間)

実施回数	参加実人数	参加延べ人数	平均参加者数
10回	18名	65名	6.5名

平成22年より職員による心理教育を行ってから話し合いをする形を3年ほど行なったところ、家族自身が自らを振り返る機会が増え、新規に参加したメンバーの話を自分の経験を基に共感したり支えるようになり、家族グループが成熟していった経過がある。

平成25年7月から頻度と時間帯の変更を行なったところ、参加者の平均人数が増加している。今年度も、家族グループの運営について参加者の意見を募り、職員から10分～15分の話題提供を行なった後、必要時職員も介入しながら参加者同士で意見交換し、各家庭で対応に困っていることを一緒に考える場として運営している。

(3) ひきこもり家族教室

開催日・会場		内 容	参加人数
第一回 会場： エル・パーク仙台 セミナーホール 1・2	第1部 令和2年 12月1日	講話「ひきこもりとは何でしょう」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 所長 林みづ穂（精神科医）	16名
	第2部 令和2年 12月7日	①講話「ひきこもりの理解とその対応」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 赤尾のぞみ（心理士） ②家族の体験談「家族の立場から」	18名
	第3部 令和2年 12月15日	①講話「ひきこもりの家族に必要な、 お金に関わる準備について」 講師 宮城県FP協会 林正夫氏 （ファイナンシャルプランナー） ②講話「ひきこもりの当事者及びその家族の 生活支援について」 講師 太白区保健福祉センター障害高齢課 佐藤健太郎氏 （精神保健福祉相談員）	21名

令和元年度の第一回で、高齢でひきこもり期間の長い当事者のご家族の参加が多かった。それを受け、第二回に第1部にファイナンシャルプランナーをお呼びし、国民年金の支払いと受給権、家族信託をはじめとする親亡き後の本人のための財産管理等についてお話しいただいた。「より詳しく聞きたい」「社会資源について知りたい」との声から、今年度は3部構成として行った。ひきこもりについて、過去相談歴がある家族の参加も多く、本家族教室は新規相談への導入のみならず、個別相談の補完、再開のきっかけともなっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今年度は一回のみの開催となった。

(4) ひきこもり講演会

開催日時	内容及び講師	参加人数
令和2年 11月7日（土） 13:30～15:30 会場：仙台市シルバー センター交流ホール	演題：「ひきこもりからの回復に向けて ～家族や周囲がよき応援団でいるためにできること～」 講師：東京学芸大学 教育心理学講座 准教授 福井里江 氏（公認心理師・臨床心理士・保健学博士）	100名

平成16年度より、一般市民向けの講演会を実施。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、講師と会場をオンラインで繋いでの研修とした。アンケートでは、80%以上の

方が「満足」「概ね満足」と回答し、参加者の満足度は高かった。「当事者との具体的な接し方がわかった」「対応について再確認できた」等の感想があり講演会の内容がひきこもりについての理解につながったと思われる。

(5) ひきこもり当事者グループ（フリースペース）

日 時：月 2 回 火曜日 14:00-15:30

会 場：仙台市精神保健福祉総合センター 2 階和室

担当者：心理士 3 名

内 容：居場所の提供

実施回数	参加実人数	参加延べ人数	平均参加者数
24 回	9 名	47 名	2.0 名

ひきこもり支援メニューの充実を図るため、平成 27 年度から当事者支援の場として、フリースペースを開設している。当センターの来所相談へ来ている当事者の他、外部からも広く対象者を募集し運営している。

(6) ひきこもり関係機関連絡会議

ひきこもり支援連絡協議会

実施月	議題
令和 2 年 5 月	事例検討、ひきこもり地域相談会について
6 月	事例検討、事例のモニタリング、ひきこもり地域相談会について
7 月	事例検討、事例のモニタリング
8 月	事例検討、事例のモニタリング
9 月	事例検討、ひきこもり地域相談会について
10 月	事例検討、ひきこもり地域相談会について
11 月	事例検討、事例のモニタリング
12 月	事例検討、事例のモニタリング
令和 3 年 1 月	事例検討、事例のモニタリング、ひきこもり地域相談会について
2 月	事例のモニタリング、中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業について
3 月	既存の社会資源の把握のあり方、適切な社会資源開発の手順について

ひきこもり支援のあり方検討会による報告書「仙台市におけるひきこもり支援のあり方について（平成 29 年 3 月）」に基づき、ひきこもり支援の拠点機能として、仙台市ひきこもり地域支援センター、仙台市生活自立・仕事相談センター、仙台市自閉症児者センター、障害者支援課、発達相談支援センター、各区保健福祉センター、児童相談所、子供相談支援センター、適応指導センター等の機関と事例検討を行なっている。

13. 精神医療審査会・

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）業務

(1) 精神医療審査会の状況

① 開催状況

- ・開催時期及び回数 令和2年4月～令和3年3月（計36回開催）
- ・合議体数 4合議体（1班～4班）
（1合議体5名編成：医療委員3名、法律家委員1名、有識者委員1名）
- ・委員数 23名（うち予備委員3名）

② 審査状況

ア. 入院届等審査件数の推移（平成28年度～令和2年度） (件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療保護入院届	1,716	1,825	1,637	1,712	1,468
医療保護入院定期病状報告書	951	1,018	990	918	950
措置入院定期病状報告書	2	8	4	7	2
退院等の請求	12	22	12	6	8
合計	2,681	2,873	2,643	2,643	2,428

イ. 保留・指導件数推移（平成28年度～令和2年度） (件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保留	354	319	318	214	198
指導	59	57	24	34	17

ウ. 退院請求等審査状況（令和2年度） (件)

前年度より 繰り越し	請求受理		審査 件数	請求取下げ			翌年度へ 繰り越し
	退院請求	処遇改善		意見書 未徴収	意見書 提出あり	意見聴取 実施	
0	14	0	8	1	4	0	1

エ. 退院請求等審査結果（令和2年度） (件)

退院請求審査結果内容	
1 引き続き現在の入院形態が適当と認められる	8
審査結果について、付帯意見あり	2
2 他の入院形態への移行が適当と認められる	0
3 ○日以内に他の入院形態へ移行することが適当と認められる	0
4 入院の継続は適当ではない	0
5 入院の継続は適当だが、○○に関する処遇は適当ではない	0

(2) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の判定状況

① 判定会議

- ・ 嘱託判定医 6名（1回あたりの判定会議は4名で実施）
- ・ 判定会議 年間24回実施（月2回）

② 精神障害者保健福祉手帳

ア. 令和2年度判定状況

区分	判定件数	内訳				更新者数
		1級	2級	3級	非該当	
診断書	3,532	493	1,980	1,031	28	2,653
年金照会	1,957	273	1,536	133	15	1,901

イ. 令和2年度 各別手帳保持者数 (令和2年度末現在)

区分	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
1級	370	89	290	181	325	235	1,490
2級	1,617	376	1,230	847	1,727	1,184	6,981
3級	579	156	428	302	475	449	2,389
計	2,566	621	1,948	1,330	2,527	1,868	10,860

ウ. 各年度別手帳保持者数 (各年度末現在)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,349	1,381	1,411	1,418	1,441
2級	4,843	5,153	5,637	6,102	6,660
3級	1,676	1,789	1,844	1,992	2,254
計	7,868	8,323	8,892	9,512	10,355

③ 自立支援医療（精神通院）

ア. 令和2年度判定件数

申請区分	承認	非該当
新規	1,695	0
更新	9,027	3
合計	10,722	3

イ. 令和2年度 各別受給者証交付者数 (令和2年度末現在)

青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
4,273	1,089	3,399	2,369	4,257	3,387	18,774

ウ. 各年度別受給者証交付者数 (各年度末現在)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
14,103	14,929	15,291	16,140	16,949

IV 資料

1. 関係条例、規則等

(1) 関係条例、規則等

- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター条例
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター条例施行規則
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター使用料及び手数料減免要領
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センターデイケア指導実施要領
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター地域総合支援事業実施要綱
- ・ 仙台市アルコール・薬物健康相談実施要綱
- ・ 仙台市アルコール問題対策連絡会議開催要領
- ・ 仙台市いのちの支えあい事業実施要綱
- ・ 仙台市指定自立支援医療機関（精神通院）の指定に関する要綱
- ・ 仙台市精神障害者保健福祉手帳に関する事務処理要領
- ・ 仙台市自立支援医療（精神通院）の支給認定に関する要綱
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者の入退院等に関する事務処理要領
- ・ 仙台市精神医療審査会運営要領
- ・ 措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書等に係る文書料支払い事務取扱要領